

消防機関が行う転院搬送の要請に関するガイドライン

堺地域メディカルコントロール協議会

【背景】

平成 28 年 3 月 31 日に消防庁次長、厚生労働省医政局長の連名により、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」が発出され、転院搬送に係る救急車の適正利用について都道府県に対して地域のルール化を支援するよう要請がなされました。これを受け、平成 30 年 2 月 5 日、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会から「消防機関への転院搬送の要請に関する要領」及び「消防機関への転院搬送の要請に関するガイドライン」が示され、各地域メディカルコントロール協議会に対して、地域の実情に応じ各医療機関と合意形成を図ることが求められています。

堺市消防局では、大阪府からの通知に先立ち、平成 29 年に消防局で作成したフローチャートと転院搬送依頼書をもって堺市医療機関および高石市医療機関と合意形成が図れたものとし、第 28、29 回堺地域メディカルコントロール協議会で承認を受け運用していました。

この度、あらためて、堺地域メディカルコントロール協議会圏域内のルール化として、消防機関への転院搬送の要請に関するガイドラインを作成しました。

緊急度の高い患者に優先的に搬送資源を投入できるよう、本ガイドラインに従い転院搬送の要請をしていただきますよう、御協力をお願いします。

【救急車要請時確認のポイント】

<p>1. 転院搬送の基本要件※</p> <p>※早期治療を目的とした、搬送先選定困難な傷病者の一時受入れを行った場合はこの限りでない。</p>	<p>○ 以下の①、②、③、④の全てに該当すると転院搬送依頼元医療機関の医師が判断した場合に、消防機関が行う転院搬送の対象となります。</p> <p>①緊急に処置が必要である</p> <p>②高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、転院搬送依頼元医療機関での治療が困難である</p> <p>③医療機関が所有する患者等搬送車（病院救急車を含む）民間の患者等搬送事業者など他の搬送手段が活用できない場合</p> <p>④<u>原則として</u>、転院搬送依頼元医療機関が、傷病者の症状に適応した医療を速やかに実施できる転院先医療機関から受入れの了解を得ている</p>
<p>2. 医師の同乗</p>	<p>○ <u>原則として</u>、転院搬送依頼元医療機関の医師又は看護師の同乗が必要です。</p> <p>同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、転院搬送依頼元医療機関が患者、家族等に説明し了承を得てください。</p> <p>又、救急隊に対し、搬送中の患者の容態管理や応急処置等の必要な指示をして下さい。</p>
<p>3. 転院搬送依頼書</p>	<p>○ 「救急車による転院搬送依頼書」に必要事項を記載し、到着した救急隊に渡してください。緊急性が高い等、依頼書を作成する余裕がない場合は、直接救急隊長へ内容を伝えてください。</p>